

土地の所有者には盛土等を行う土地を 適正に管理する義務があります

～長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例～

盛土等による土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を制定しました。この条例により、令和5年1月1日以降に行う一定規模以上の盛土等については、原則、知事の許可が必要になります。

1 許可が必要な盛土等

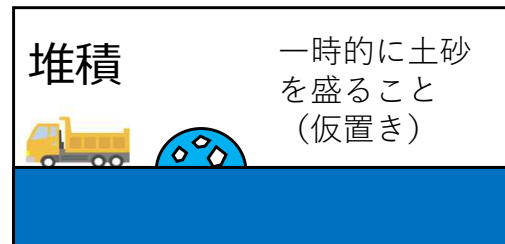
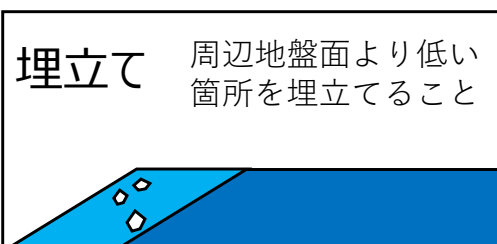
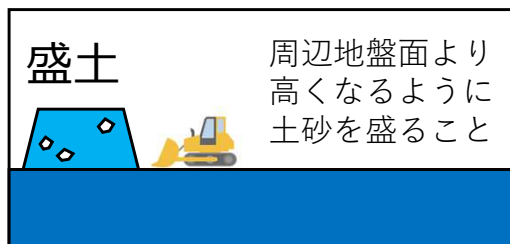
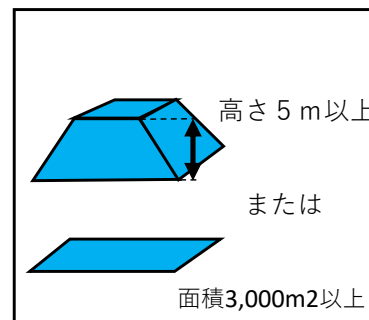
○許可の対象

- ・ **面積が3,000m²以上**又は**高さが5 m以上**の盛土等

○許可が不要な盛土等

- ・ 国、地方公共団体等が発注し、又は自ら行う盛土等
- ・ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等による盛土等
- ・ 非常災害のために必要な応急措置として行う盛土等
- ・ 高さが1 m以下の盛土等

○対象となる盛土等



2 土地の所有者の責務と罰則

○土地の所有者の責務

- ・ 所有する土地において不適正な盛土等が行われないよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために**当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません。**

○土地の所有者の同意

- ・ 盛土等を行うために知事の許可を受けようとする者に求められたときは、**土地の所有者が盛土等に同意するか否かを判断することとなります。**

○施工状況の確認

- ・ 盛土等に同意をした**土地の所有者は、盛土等の施工状況の確認を少なくとも3月に1回行わなければなりません。**
- ・ 許可の内容と明らかに異なる盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、盛土等を行う者に盛土等の中止又は原状回復を求め、県に報告しなければなりません。

○土地の所有者に対する勧告・命令及び罰則

- ・ 施工状況の確認又は県への報告を怠った土地の所有者は、県から当該盛土等に関して必要な措置を講ずるよう、**勧告・命令を受ける場合があります。**
- ・ 命令に違反した者は、**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処されます。

条例の概要図

土砂等の盛土等を行う者

